



2025年12月1日

各 位

T A C 株 式 会 社代表 取締役社長 多田 敏男 (コード番号 4319、東証スタンダード市場) 問合せ先 取 締 役 野 中 将 二電話番号 0 3 - 5 2 7 6 - 8 9 1 3

株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年10月28日付で公表した「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025年10月28日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年12月1日から2025年12月18日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年12月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1)併合する株式の種類 普通株式
- (2) 併合比率 当社株式 2,198,500 株を 1 株に併合いたします。
- (3)減少する発行済株式総数18,503,992株
- (4) 効力発生前における発行済株式総数 18,504,000 株
- (5) 効力発生後における発行済株式総数 8株
- (6) 効力発生日における発行可能株式総数 32 株



- (7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
 - ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 J P E C (以下「公開買付者」といいます。)及び株式会社ヒロエキスプレス (以下「不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定にしたがって売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、最終的に当社の株主を不応募合意株主のみとすることを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引の一環として、当社の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとすることを目的とするものであること、当社株式が2025年12月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者が2025年8月7日から2025年9月19日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である350円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

- (注)「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。
- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称 TAC株式会社(当社)
- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る代金の支払いに要する資金を、自己資金により賄うことを予定しており、当社において十分な資金を確保しております。また、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年1月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、当社において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年2月上旬を目途に当社において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付する



ために必要な準備を行った上で、2026年3月中旬から同年4月中旬までを目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 (定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1)本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める 必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株 となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第8条(単元株式数)の全文を 削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び不応募合意株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第11条(招集)を変更し、当社定款第12条(基準日)及び第15条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

当該定款の一部変更の内容は、2025 年 10 月 28 日付当社プレスリリースをご参照ください。なお、 当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日であ る 2025 年 12 月 23 日に効力が生じるものといたします。

3. 株式併合の日程

(1)	本臨時株主総会開催日	2025年12月1日(月)
(2)	整理銘柄指定日	2025年12月1日(月)
(3)	当社株式の最終売買日	2025年12月18日(木)(予定)
(4)	当社株式の上場廃止日	2025年12月19日(金)(予定)
(5)	本株式併合の効力発生日	2025年12月23日(火)(予定)

以 上